

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

第10号
(全教職員配布)

2011年9月20日

文責 馬場 隆

定年制延長についての人事院の素案

60歳超の職員の年間給与は60歳前の7割に減額 一時金(ボーナス)の支給月数は3.00月

人事院は、今年の勧告と同時に、定年制延長についての「意見の申し出」を出すとしており、その概要についても明らかにされました。主な内容は次のとおりです。

①定年年齢は、2013年4月から3年に1歳ずつ引き上げ、25年4月には65歳とする。

生年月日による定年年齢の区分

生年月日	定年年齢
1953.4.2 ~ 55.4.1	61歳
1955.4.2 ~ 57.4.1	62歳
1957.4.2 ~ 59.4.1	63歳
1959.4.2 ~ 61.4.1	64歳
1961.4.2 ~	65歳

②60歳超の職員の給与については、60歳前の年間給与の70%水準になるように設定する。

③60歳超の職員は昇給しないものとする。
④一時金は年間支給月数を3.00月とした。

⑤多様な働き方を可能とするため、60歳以降の職員が健康上の理由や職員の人生設計上の理由に基づいて希望する場合、通常より短い勤務時間で勤務させることができるようにする。その場合の給料月額等は、60歳超のフルタイム勤務職員の給与水準を勤務時間に応じて按分する。

なお、退職手当(退職金)や定員等の扱いについては、制度官庁である総務省との議論をすすめ、「適切に措置が講じられるよう求めていく」とするだけで、具体的な内容については触れていません。

高教組を通して現場教職員の声を人事院へ集中しよう!

「マイナス勧告」、現給保障の廃止、定年制延長 どれも私たち公務員労働者の生活に重大な影響を与える問題です。人事院勧告は今月末と予想されています。急いで、私たちの声を人事院に集中しましょう。

高教組は、現場の教職員の声を人事院に届けるために、「ジャンボハガキ」のとりくみ

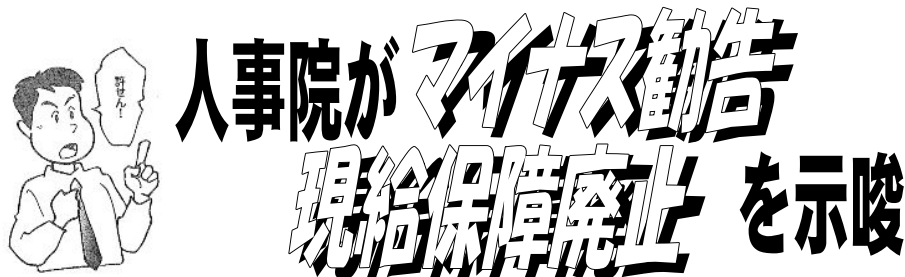
等をおこなっています。また、高教組本部にFAXやメールでご意見をお寄せいただければ、全教等を通じて人事院に送付します。あなたのご意見を、是非高教組へお寄せください。

FAX 番号 095-826-2976

メールアドレス info@nagasaki-kokyoso.org

教職員の労働条件の改善は交渉で決まります あなたも高教組へ

※裏面に現給保障と給料表上の号給の金額の比較のしかたについて掲載しています



現給保障廃止が波及すれば 月収が3万円前後減る場合も

現給保障とは、2005年に強行された給与構造の見直しによる給料表の切替にかかわって、新しい給料月額が06年3月の給料月額より少ない場合は、その後も06年3月時点での給料月額を支給し続けるというものです。この間のマイナス勧告で、50代の教諭や2級から1級に下げられた実習教員の多くは、5年たっても現給保障のままになっています。現給保障廃止の人事院勧告が出されて、それが長崎県にも波及すれば、給料月額は給料表上の号給の金額となり、下表のCさんのように3万円近く給料月額が減る人がでてきます。

Aさん(46歳・実習教員)の場合
現在の現給保障の金額 339,434円
給料表上の号給(1-149) 333,200円
Bさん(53歳・教諭)の場合
現在の現給保障の金額 436,813円
給料表上の号給(2-130) 423,500円
Cさん(58歳・教諭)の場合
現在の現給保障の金額 455,034円
給料表上の号給(2-137) 426,800円

人事院は先週、全教や国公労連などで組織する公務労組連絡会に対して、今年の勧告についての現時点での作業状況を説明しました。その中で人事院は、「官民格差がマイナスになる可能性が高い」と3年連続の「マイナス勧告」を示唆するとともに、給与構造見直しにかかわって2006年から実施されている現給保障を2年かけて全廃する考えを明らかにしました。

すでに年収は70万円以上減っている (行政職の平均)のにまだ削減するのか

行政職(一)職員の
平均年収の増減額

年度	年収の増減
1999	△ 9.6万円
2000	△ 7.0万円
2001	△ 1.6万円
2002	△ 15.2万円
2003	△ 16.5万円
2005	△ 0.4万円
2007	4.2万円
2009	△ 15.4万円
2010	△ 9.4万円

※04・06・08年は
給与改定なし

公務員賃金は、左の表のように過去12年間の人事院勧告で減り続け、国家公務員の国家公務員の行政職給料表(一)適用の職員の平均で70万円以上の年収減となっています。これ以上の賃下げは公務員の生活を破壊します。

＜現給保障と給料表上の号給の金額の比較のしかた＞

①まず、あなたの給料が現給保障なのかどうかを確認しましょう。

給料明細を見てください。左上の「給料」の欄の金額が、1円単位までである人が、現給保障になっている人です。

②現給保障になっている人は、給料表の名前の隣にある「表級号給」を確認してください。

E1-149→教育職給料表の1級149号

E2-130→教育職給料表の2級130号

③右の給料表で金額を確認してください。

※紙面の都合で該当者が多い教育職の給料表だけ掲載します。

他の給料表の該当者で具体的に確認したい方は、高教組本部にお尋ねください。

E1-149→教育職給料表の1級149号→333, 200円

E2-130→教育職給料表の2級130号→423, 500円

④現給保障が廃止されれば、給料明細の「給料」の欄の金額から③の金額に減額されることになります。

《教育職給料表（二）》 単位：百円

号	1級	2級	号	1級	2級	号	1級	2級	号	1級	2級	号	1級	2級
1	1488	1928	33	2092	2657	65	2632	3429	97	3047	3971	129	3271	4230
2	1503	1945	34	2110	2683	66	2649	3451	98	3058	3981	130	3275	4235
3	1518	1962	35	2128	2708	67	2665	3473	99	3069	3992	131	3279	4240
4	1533	1979	36	2146	2733	68	2682	3595	100	3080	4003	132	3283	4245
5	1549	1997	37	2163	2758	69	2697	3515	101	3089	4014	133	3285	4249
6	1568	2014	38	2181	2784	70	2712	3536	102	3100	4025	134	3288	4254
7	1586	2031	39	2199	2810	71	2727	3557	103	3111	4036	135	3291	4259
8	1604	2048	40	2217	2836	72	2742	3578	104	3122	4047	136	3294	4264
9	1622	2066	41	2236	2861	73	2755	3596	105	3131	4056	137	3298	4268
10	1643	2085	42	2254	2887	74	2769	3615	106	3140	4066	138	3300	
11	1663	2104	43	2272	2912	75	2783	3635	107	3149	4076	139	3303	
12	1683	2123	44	2290	2937	76	2797	3654	108	3158	4086	140	3306	
13	1703	2140	45	2309	2960	77	2811	3674	109	3168	4095	141	3309	
14	1725	2160	46	2326	2987	78	2823	3691	110	3174	4104	142	3312	
15	1747	2180	47	2343	3014	79	2835	3708	111	3180	4113	143	3315	
16	1769	2200	48	2360	3041	80	2847	3725	112	3186	4122	144	3318	
17	1792	2219	49	2376	3066	81	2860	3742	113	3193	4129	145	3321	
18	1818	2246	50	2393	3091	82	2872	3757	114	3198	4137	146	3324	
19	1843	2273	51	2410	3116	83	2884	3772	115	3203	4147	147	3327	
20	1868	2300	52	2427	3141	84	2896	3787	116	3208	4153	148	3330	
21	1893	2328	53	2441	3165	85	2909	3802	117	3214	4161	149	3332	
22	1910	2357	54	2458	3187	86	2921	3817	118	3219	4169	150	3335	
23	1927	2386	55	2474	3209	87	2933	3832	119	3224	4176	151	3338	
24	1944	2415	56	2491	3231	88	2945	3847	120	3225	4184	152	3341	
25	1959	2443	57	2506	3254	89	2957	3861	121	3235	4192	153	3343	
26	1976	2471	58	2522	3276	90	2969	3875	122	3240	4197	再任用	2347	2786
27	1993	2499	59	2538	3298	91	2981	3889	123	3245	4202			
28	2010	2527	60	2554	3319	92	2993	3903	124	3250	4207			
29	2025	2555	61	2570	3341	93	3001	3918	125	3256	4211			
30	2042	2581	62	2586	3363	94	3013	3931	126	3260	4216			
31	2059	2607	63	2602	3385	95	3025	3944	127	3264	4221			
32	2076	2633	64	2617	3407	96	3037	3957	128	3268	4226			